

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

〔 主な実施機関
市町村，県（危機管理局），自衛隊 〕

第1 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態が止むを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

1 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察

2 避難の援助

避難者の誘導，輸送等

3 行方不明者，傷病者等の搜索救助

死者，行方不明者，傷病者等の搜索救助（ただし，緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合）

4 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成，積み込み及び運搬

5 道路，水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去，道路，鉄道路線上の崩土等の排除（ただし，放置すれば人命，財産の保護に影響すると考えられる場合）

6 応急医療・救護及び防疫支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は，県又は市町村が準備）

7 人員物資の輸送

緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合，救急患者，医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

8 炊飯及び給水の支援

被災者に対する炊飯，給食及び入浴支援

9 危険物等の保安，除去

能力上可能なものについて火薬類，爆発物等の保安措置及び除去

10 消火活動

火災に対して，消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

11 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与

12 その他

必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項(通信支援、宿泊支援等)

第2 災害派遣要請部隊等の長

- 1 陸上自衛隊第2混成団長(香川県善通寺市)
- 2 海上自衛隊徳島教育航空群司令(板野郡松茂町)
- 3 海上自衛隊小松島航空隊司令(小松島市)

連絡窓口

第3科	TEL:0877-62-2311	内線234
司令部	TEL:088-699-5111	内線3213
幕僚室	TEL:08853-7-2111	内線213

第3 災害派遣要請要領

- 1 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定書(別冊資料編添付)に基づき、自衛隊の派遣を要請するものとする。
- 2 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、市町村長は知事に対し、知事は自衛隊の部隊の長に対し、状況判断に必要な情報を速やかに提供するものとする。
- 3 知事は、災害派遣要請の必要があるとき、次の事項を記載した文書により自衛隊の派遣を要請するものとする。

ただし、事態が急迫し、文書で要請するいとまのないときは、電信・電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

<記載事項>

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

- 4 市町村長は、災害派遣の必要があるとき、知事に対し前記3項に掲げる項目の内容を記載した文書により災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 5 市町村長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前記4項に掲げる依頼を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

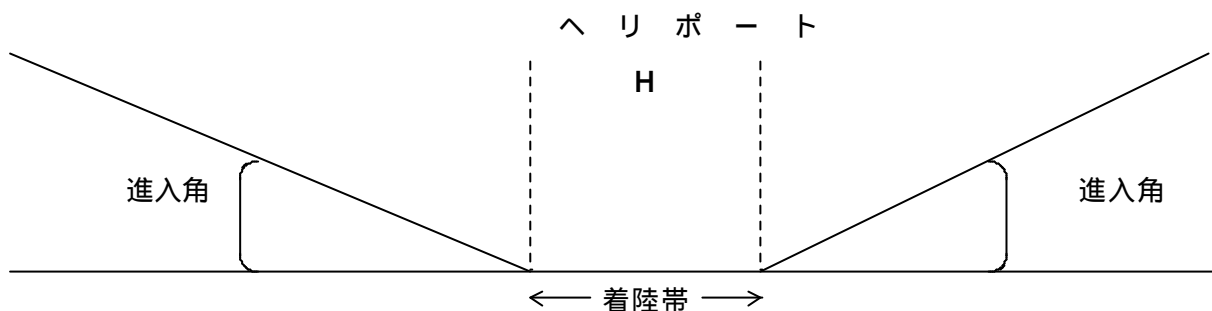
なお、市町村長は、上記通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

第4 災害対策用ヘリポートの設置

市町村長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくものとする。また、県は自衛隊に通知しておくものとする。

選定要領は次のとおりとする。

- 1 地表面は平坦でよく整理されていること。
- 2 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。
- 3 所要の地積があること。



ヘリポートの最小限所要地積

機 種	着陸帯（直径）	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30 m	10°	ヘリポートの外縁から50 m以内に10 m以上の障害物がないこと。
中型 "	50 m	8°	ヘリポートの外縁から70 m以内に10 m以上の障害物がないこと。
大型 "	100 m	6°	ヘリポートの外縁から100 m以内に10 m以上の障害物がないこと。

（注） 市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表を別冊資料編に添付

- 4 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。
- 5 ヘリポートの標示をすること。
 - ア 上空から確認できる風向標示の旗をたてる、または、発煙筒を用意すること。
 - イ 着陸地点に石灰、白布等で H または の記号を標示すること。
 - ウ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。
- 6 危険防止に留意すること。
 - ア 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
 - ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。

7 生存者の使用する対空目視信号は次によること。

(1)利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油で汚すことによって地上に標識をつけたりするものがある。

(2)記号は2.5 m以上とすること。

(3)他の記号との混合をさけるために、次表に掲げる通り正確に記号を作るように注意すること。

(4)背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

(5)無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためあらゆる努力をすること。

番号	通 報 内 容	記 号
1	医師を要する 重 傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	
4	食料及び水を要す	
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	
7	この方向に前進中	
8	航空機大破	
9	ここに着陸することは安全と思われる	
10	燃料及び潤滑油を要す	
11	総員異常なし	
12	否 定	
13	肯 定	
14	理解不能	
15	技術者を要す	

8 地上捜索隊の使用する対空目視信号の記号

次表に記載した記号が使用される場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通 報 内 容	記 号
1	作業完了	
2	我等総員を発見	
3	我等 部の人員を発見したに過ぎず	

番号	通 報 内 容	記 号
4	我等続行不能，基地に帰還中	× ×
5	二隊に分れ，それぞれ矢印の方向に前進中	← →
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→ →
7	何物も発見せず，搜索を続行す	∟ ∟

第5 災害派遣部隊等の業務

災害派遣部隊等は，知事及び当該市町村長，警察，消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し，応急措置の実施に努めるものとする。

第6 受入れ体制の整備

- 1 知事及び市町村長は，自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに，自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。
- 2 知事及び市町村長が自衛隊に対し，作業を要請するにあたっては，次のことに留意するとともに，あらかじめ計画を立て，活動の円滑化を図るものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設，野営施設その他必要な諸施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と県及び市町村の連絡調整

第7 自衛隊との連絡調整

知事は，災害が発生し又は発生のおそれがある場合は，各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとるものとする。また，自衛隊の派遣要請を行った場合は，必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたるものとする。

第8 派遣部隊等の撤収要請

知事は，派遣部隊等が派遣目的を達したときは，派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行うものとする。この場合，当該市町村及び派遣部隊の長と協議するものとする。

(注) 災害派遣に関する徳島県知事と陸上自衛隊第2混成団長との協定書

徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する協定書

徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定書

} を別冊資料編
に添付